## ○PCB処理事業環境安全異常事態等発生時の連絡･公表要領（ロ、ニ）

平成１９年３月２７日
要 領 第 １ ２ 号

〔沿革〕平成１９年　７月１０日要領第２１号（イ）
平成２０年　８月１２日要領第　９号（ロ）
平成２２年　６月２２日要領第　３号（ハ）
平成２７年　４月２８日要領第　２号（ニ）
平成２７年　５月２６日要領第　３号（ホ）
平成２７年１０月２７日要領第１０号（ヘ）
平成２９年　７月１１日要領第　４号（ト）
平成２９年１２月１２日要領第１２号（チ）
令和　５年　３月　７日要領第１２号（リ）
令和　６年　７月３０日要領第　２号（ヌ）

（目的）
第１条　この要領は、ＰＣＢ処理事業環境安全管理規程（平成１７年規程第１号。以下「環境安全管理規程」という。）、衛生管理規程（平成１７年規程第１１号）及び各ＰＣＢ処理事業所（以下「事業所」という。）の安全衛生管理細則に則り、ＰＣＢ処理事業（処理施設の解体撤去工事を含む。）に係る環境安全異常事態等の情報及び再発防止対策等の通報・連絡・報告・公表について具体的に定めることにより、環境安全異常事態等の発生時における対応を円滑に進めることを目的とする。（ロ、ニ、チ、ヌ）

（定義）
第２条　この要領において「環境安全異常事態」とは、処理施設における業務の遂行において発生した環境安全に影響を及ぼす事象のうち次のものをいう。（ハ、ニ、ヘ、チ）
一　人的被害（第２項に定める労働災害を除く。）（ハ）
二　火災又は火災のおそれ
三　爆発又は爆発のおそれ
四　ＰＣＢ又はその他有害な物質の漏洩若しくはそのおそれ
五　地元自治体との協定その他の協議、通知により定められた管理目標値の超過又は超過のおそれ（ヌ）
六　施設の一部の損壊
七　施設の異常による周辺地域の施設等他者の財産等に対する何らかの損害又はそのおそれ
２　この要領において「労働災害」とは、当社の役社員若しくは派遣スタッフ、当社との契約に基づき処理施設の運転業務に従事する会社（以下「運転会社」という。）の従業員又は当社の業務の遂行のための関連業務の従事者（以下「従業員等」という。）が、処理施設における業務の遂行に起因して、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した事象をいう。

（ハ、ヘ、チ）

また、従業員等が身体にＰＣＢ等有害な液を直接被液した場合は、この要領において、労働災害として取り扱う。（ハ）

３　この要領において「緊急異常事態等」とは、環境安全管理規程第２条第２号に掲げる緊急異常事態及び重大な人的被害をいい、具体的には、環境安全異常事態及び労働災害のうち、次に掲げるものをいう。（ハ、チ）

一　別表「環境安全トラブル連絡・公表ガイドライン」の区分Ⅰに定める事象が発生し、緊急措置を講じなければならない場合（ハ、チ）

二　その他、環境汚染又は重大な人的被害若しくは物的被害が発生し、緊急措置を講じなければならない状態と認められる場合（ハ）

４　この要領において「自然異常事態」とは、震度４以上の地震が発生した場合、又は大雨洪水警報、暴風警報、高潮警報等が相当期間継続した場合をいう。（ハ、ヘ）

５　この要領において「運転異常事態等」とは、次に掲げる事象のうち、処理施設における業務の遂行において発生した運転管理上特に注意を要する設備が予期せぬ不具合により計画外に一定期間停止することが見込まれる事象等、処理施設の稼働や解体撤去工事に影響を及ぼす重要な事象であって環境安全異常事態以外の事象をいう。（ハ、ニ、ヘ、チ、ヌ）

一　運転・保全に関する処理施設、処理装置、機器、システム等のトラブルや、運転操作ミス、メンテナンス不具合等で装置の停止又は受入の停止を余儀なくされたもの

二　一に該当しない処理施設稼働上又は解体撤去工事上の異常な事象であって、他の事業所における同様の事象が発生する可能性があるもの（チ、ヌ）

６　この要領において「環境安全異常事態等」とは、第１項から第５項の「環境安全異常事態」、「労働災害」、「自然異常事態」及び「運転異常事態等」をいう。（ハ、ヘ、ヌ）

７　この要領において「防災管理者」とは、防災隊を統括する者であって、各ＰＣＢ処理事業所長（以下「事業所長」という。）をいう。（ハ、ニ、ヘ）

８　この要領において「環境安全管理統括者」とは、環境安全管理規程第２条第８号に掲げる者（ＰＣＢ処理事業部長（以下「事業部長」という。））をいう。（ハ、ニ、ヘ）

９　この要領において「環境安全事務局長」とは、環境安全管理規程第２条第９号に掲げる者をいう。（イ、ハ、ヘ）

１０　この要領において「環境安全実施統括者」とは、環境安全管理規程第２条第１０号に掲げる者（事業所にあっては事業所長）をいう。（ハ、ヘ）

１１　この要領において「所轄監督官庁等」とは、所轄監督官庁（事業所の立地自治体環境部局等）及び所轄消防・警察等（所轄の消防署、警察署、労働基準監督署、海上保安部等）をいう。（ハ、ヘ）

１２　この要領において「不具合事象等」とは、処理施設における業務の遂行において発生した、処理施設の稼働や解体撤去工事に影響を及ぼす事象のうち、第５項各号に該当する事象であって環境安全異常事態又は運転異常事態等以外のものをいう。（チ、ヌ）

（通報・連絡のための体制の整備）

第３条　防災管理者は、防災管理者の不在時等に、その管理する組織において発生する環

境安全異常事態等について必要な判断をし、本社への連絡を行う者（以下「指名責任者」という。）をあらかじめ指名するものとする。（ハ、ヘ、チ）

２　環境安全事務局長は、環境安全事務局長の不在時等に、事業所の防災管理者又は指名責任者（以下「防災管理者等」という。）から環境安全異常事態等の連絡を受けて必要な判断をし、関係者への連絡を行う者（以下「指名代理者」という。）をあらかじめ指名するものとする。（ハ、ヘ）

３　事業所の環境安全実施統括者は、従業員等の緊急連絡網及び当社との契約に基づき処理施設の運転業務等に従事する企業の緊急連絡網をあらかじめ整備しておくものとする。（ロ、ハ、ヘ、チ）

４　事業所の環境安全実施統括者は、環境安全管理規程第１０条第１項に規定する「緊急措置手引書」を作成するものとする。（ハ）

５　事業所の環境安全実施統括者は、環境安全異常事態等及び不具合事象等のうち、所轄監督官庁等に通報・連絡する必要のある事象（以下「所轄監督官庁等通報事象」という。）及び公表する必要のある事象（以下「公表事象」という。）を、別表「環境安全トラブル連絡・公表ガイドライン」の区分及び対象事象を基本として、自事業所の所轄監督官庁等と調整の上、定めるものとする。（ロ、ハ、チ）

６　事業所の環境安全実施統括者は、前項に基づき所轄監督官庁等通報事象又は公表事象を定めた又は改訂した時は、緊急措置手引書又はこれを補完する文書にその内容を盛り込むとともに、本社に連絡するものとする。（ハ）

７　環境安全事務局長は、本要領に基づきＰＣＢ処理事業に係る環境安全異常事態等の情報を社内の関係者に連絡するための「緊急時連絡体制表」を定め、第１項及び第２項の指名の状況を含めて最新の状態に維持するとともに、これを社内の関係者と共有する。（チ）

（所轄監督官庁等への通報・連絡）

第４条　防災管理者は、所轄監督官庁等通報事象が発生した場合は、定めに従い自事業所の所轄監督官庁等に通報・連絡するものとする。（ロ、ハ、チ）

（本社への緊急の連絡）

第５条　防災管理者等は、自事業所処理施設において環境安全異常事態が発生した場合、労働災害が発生した場合又は運転異常事態等が発生した場合には、速やかに当該情報を環境安全事務局長又は指名代理者（以下「環境安全事務局長等」という。）へ連絡するものとする。（イ、ロ、ハ、ヘ、チ、ヌ）

２　防災管理者等は、自事業所処理施設所在地において、自然異常事態が発生した場合は、被害の有無にかかわらず従業員等の安否情報並びに物的損害の情報を速やかに環境安全事務局長等に連絡するものとする。（イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、チ）

３　環境安全事務局長等は、前二項の連絡を受けた場合は、これを速やかに環境安全管理統括者、事業部次長、安全事業課長及び事業部長が指名する者に連絡するものとする。（イ、リ）

４　環境安全事務局長等は、第１項又は第２項に基づき連絡を受けた事象が緊急異常事態

等に該当する場合、環境安全異常事態、労働災害若しくは運転異常事態等であって緊急性があると判断した場合、自然異常事態のうち被害があった場合又は環境安全管理統括者が重大なものであると判断した場合は、これを直ちに社長に連絡するものとする。(イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、チ、ヌ)

5　環境安全事務局長等は、前項の連絡をした場合は、第３条第７項において定める「緊急時連絡体制表」に従って、社内の関係者に当該情報を連絡するものとする。(イ、ハ、チ)

(全社対応体制の整備)

第６条　環境安全管理統括者は、前条第３項の連絡を受けた場合に、当該環境安全異常事態等が重大なものであって本社としても緊急な対応・支援が必要であると判断したときは、関係する社員を招集し、対応するものとする。(ハ)

２　環境安全管理統括者は、前条第３項の連絡を受けた場合に、当該環境安全異常事態等が「全社事故対策本部設置要領」第４条の要件に該当する緊急異常事態等であると判断したときは、「全社事故対策本部」の設置を社長に意見具申するものとする。(ハ、ニ、ヘ、チ)

(ホームページ掲載等による公表)(ロ)

第７条　緊急異常事態等が発生した場合においては、速やかに社のホームページに掲載し、必要に応じプレス発表を行うものとする。(ロ、ハ、チ)

２　緊急異常事態等以外の環境安全異常事態等が発生した場合においては、当該事象が公表事象に該当するときは、当該事象の公表を行うものとする。(ロ、ハ、チ)

(本社への書面による速報及び報告)

第８条　防災管理者等は、自事業所処理施設で発生した環境安全異常事態等（自然異常事態については被害のあった場合に限る。以下本条において同じ。）のうち現地の対策本部の設置にかからないものについて、当該環境安全異常事態等の判明の翌勤務日を期限とし、できるだけ早期に速報（以下「トラブル速報」という。）を、一カ月後を期限とし、できるだけ早期に報告（以下「トラブル報告」という。）を環境安全事務局長及び指名代理者に提出するものとする。ただし、解体撤去工事に伴う労働災害については、当該作業の請負会社から報告を受領した後、トラブル速報は翌勤務日を期限とし、できるだけ早期に、トラブル報告はできるだけ早期に対応するものとする。(イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、チ、ヌ)

２　トラブル速報及びトラブル報告の様式は、環境安全管理統括者が別に定める。(ハ、ヘ、チ)

３　第１項のトラブル速報において、その提出期限までに提出することが困難な事由がある場合には、防災管理者等は、あらかじめ、環境安全事務局長等に連絡する。(ホ、ヘ、チ)

４　第１項のトラブル報告において、その提出期限までに環境安全異常事態等の原因の解明又は対策の立案が困難であった場合には、防災管理者等は、原因の解明又は対策の立案の状況を記載したトラブル報告をその提出期限までに提出した上で、原因の解明又は

対策の立案が終了し次第、当該トラブル報告を修正し、環境安全事務局長及び指名代理者に提出するものとする。（ハ、ホ、ヘ、チ）

５　防災管理者等は、自事業所処理施設で発生した不具合事象等について、発生日時、事象概要及び対応状況等を記載したリストを作成し、四半期毎にとりまとめて環境安全事務局長及び指名代理者に提出するものとする。（チ）

６　前項のリストの様式は、環境安全管理統括者が別に定める。（チ）

（環境省への連絡）（ロ）

第９条　環境安全事務局長等は、第５条第１項若しくは第２項に基づく緊急の連絡を受けた場合又は第８条第５項に基づくリストの提出を受けた場合であって、当該事象が所轄監督官庁等通報事象に該当するときは、速やかに環境省大臣官房総合政策課及び同省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室に連絡するものとする。（ロ、ハ、ト、チ）

（ＰＣＢ処理事業部会等への報告）（チ）

第９条の２　防災管理者は、自事業所処理施設で発生した環境安全異常事態等が次の各号に該当する場合には、当該事象を自事業所のＰＣＢ処理事業部会委員に報告し、指導・助言を得るものとする。

一　第７条第１項の規定に基づき、社のホームページに掲載した、又はプレス発表を行った事象

二　第７条第２項の規定に基づき、公表を行う、又は公表を行った事象

三　その他、防災管理者が必要であると判断した事象

２　防災管理者は、自事業所処理施設で発生した労働災害が前項各号に該当する場合には、必要に応じて当該事象を作業安全衛生部会委員に報告し、指導・助言を得るものとする。

（情報の共有等）（チ）

第１０条　環境安全事務局長等は、第７条に基づくホームページへの掲載若しくはプレス発表を行った場合又は第８条にかかるトラブル速報の提出があった場合には、速やかに社内関係者に配布するとともに、他事業所の事業所長に通知するものとする。（イ、ロ、ハ、チ）

２　環境安全事務局長等は、トラブル報告又は現地の対策本部から報告書（以下「トラブル報告等」という。）の提出があった場合には、関係情報を整理した上で、遅滞なく社内関係者に配布するとともに、他事業所の事業所長に通知するものとする。（チ）

３　前項のトラブル報告等の通知を受けた事業所長は、自事業所において当該トラブル報告等の内容と類似の環境安全異常事態等の発生を防止するための必要な措置を講じるとともに、講じた措置を記録し、環境安全事務局長及び指名代理者に報告するものとする。（チ）

（関係自治体への連絡）（ハ）

第１１条　防災管理者等は、自事業所処理施設で発生した環境安全異常事態等により、施

設の全部又は一部の操業が停止することとなり、その長期化のおそれが生じたときは、必要に応じ、自事業所の事業対象区域にある関係自治体に対し、環境安全異常事態等の発生、対応状況、操業正常化の見通し等について、連絡するものとする。（ハ、ヘ、チ）

２　事業所長は、他事業所処理施設で発生した環境安全異常事態等について、第７条に基づく公表が行われた場合等には、必要に応じ、自事業所の所轄監督官庁等へ連絡するものとする。（ハ、ヘ）

附　則

１　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

２　「災害発生時の連絡要領」（平成１８年５月９日要領第２号）及び「事業所におけるトラブル発生時の連絡について（通達）」（平成１７年１１月１日環事運第１号）は廃止する。

附　則（イ）

この要領は、平成１９年７月１０日から施行する。

附　則（ロ）

この要領は、平成２０年８月１２日から施行する。

附　則（ハ）

この要領は、平成２２年６月２２日から施行する。

附　則（ニ）

この要領は、平成２７年４月２８日から施行する。

附　則（ホ）

この要領は、平成２７年５月２６日から施行する。

附　則（ヘ）

この要領は、平成２７年１０月２７日から施行する。

附　則（ト）

この要領は、平成２９年７月１４日から施行する。

附　則（チ）

１　この要領は、平成３０年１月１日から施行する。

２　この要領の施行に伴い、平成２０年８月１２日付け「日本環境安全事業（株）の各事業所における施設稼働に伴うトラブルの通報について（事業部長決定）」を廃止する。

附　則（リ）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（ヌ）

この要領は、令和６年７月３０日から施行する。

別表　環境安全トラブル連絡・公表ガイドライン（ハ）（ヌ）

| 区分 | 行政への通報連絡の方法 | 公表方法 | 対象事象 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ | 直ちに通報 | 速やかにJESCOのHPにて公表（必要に応じプレス発表） | 緊急異常事態等（チ） |
| | | | 漏洩<br>（1）PCB含有物（法令で定める基準値を超えるもの。以下同じ。＊1）が施設の建物外部に流出・排出した又は流出・排出するおそれが生じた場合<br>（2）法令で定める有害な物質（＊2）が施設の建物外部に流出・排出し、施設敷地外へ流出した場合 |
| | | | 火災・爆発<br>（1）火災が発生し、公設消防隊の消火活動により鎮火した場合<br>（2）火災が発生し、消火施設又はこれと同程度の効果があるものを使用した場合<br>（3）爆発（施設・設備等の破損が伴うもの）が発生した場合 |
| | | | 施設の損壊<br>（1）施設の損壊、設備の破損であって、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とする場合 |
| | | | 他者の財産への損害<br>（1）施設の異常による周辺地域の施設等他者の財産等に対する何らかの損害又はそのおそれが生じ、緊急措置を講じなければならない場合 |
| | | | 人身事故、労働災害（ヌ）<br>（1）外部からの施設への訪問者が、施設の稼働に伴い、傷病（病院で治療を受け、通院加療が必要なもの）を負った、または死亡した場合<br>（2）従業員等が処理棟内の作業により3週間以上の入院加療を要する傷病を負った、又は死亡した労働災害が発生した場合（＊4） |
| Ⅱ | 夜間・休日を問わず速やかに通報（ロ） | 1ヶ月以内にＪＥＳＣＯのHPにて事象概要を公表 | 排出管理目標値超過<br>（1）PCB等の排出モニタリングの結果が排出管理目標値（協定等で維持管理値が設定されている事業所は維持管理値）を超過又は超過のおそれが生じた場合 |
| | | | 漏洩<br>（1）油（PCB含有物又は法令で定める有害な物質に該当しないもの。以下同じ。）が施設の建物外部に流出し、施設敷地外へ流出した場合 |
| Ⅲ | 平日休日を問わず昼間できるだけ早い時間に通報等（ロ） | 事業だより等で事象概要を公表 | 環境への特段の影響はないが、第三者に不安感を与える事象 |
| | | | 漏洩（ヌ）<br>（1）その他の液等（PCB含有物、法令で定める有害な物質又は油に該当しないもの）が施設の建物外部に流出した場合（排水基準を満たした通常の排水は除く）<br>（2）法令で定める有害な物質又は油が施設の建物外部に流出・排出したが、施設敷地外へは流出しなかった場合（＊5）<br>（3）法令で定める有害な物質が施設の建物外部に流出・排出するおそれが生じた場合<br>（4）PCB 含有物又は法令で定める有害な物質が施設の建物内で漏洩し、セーフティネット（遮蔽フード、防油堤など）を超えて、施設の建物内の相当の範囲に広がった場合<br>（5）PCB 含有物又は法令で定める有害な物質が施設の建物内で相当量漏洩した場合 |
| | | | 火災<br>（1）火災が発生し、消火器により消火された場合 |
| | | | 労働災害（ヌ）<br>（1）従業員等が処理棟内の作業により休業4日以上の傷病を負った又は休業4日未満でも後遺症が残る傷病を負った労働災害が発生した場合（＊4） |
| | | | 運転異常事態等（チ）（ヌ）<br>（1）運転管理上特に注意を要する設備が予期せぬ不具合により計画外に一定期間停止することが見込まれる場合（＊6） |

＊1:PCB含有物とは、PCB濃度 0.1mg/$m^3$N を超える排ガス、0.5mg/kg を超える油、0.003mg/L を超える排水をいう。
＊2:法令で定める有害な物質とは、PCB以外の人の健康に有害な物質であって、法令に基づく指定、基準の設定等がなされているものをいう（法令で定める排出・排水基準以下の濃度のもの等、有害とは考えられない濃度のものを除く）。
＊3:区分Ⅲ未満の事象については、地元の所轄監督官庁の意向等も踏まえ、必要に応じ、各事業所が連絡・公表を行うこととする。
＊4:解体撤去工事に伴う事象についても、当該作業の請負会社の対応に関わらず、当社はその社会的責任に鑑み、表に定めるとおり対応する。
＊5:ただし、解体撤去工事に用いる機器等由来の油は除く。
＊6:ただし、解体撤去工事に伴う運転異常事態等については、解体撤去工事に重大な影響を与える場合、又はそのおそれのある場合とする。